

大内 伸哉 著

『AI時代の働き方と法』

——2035年の労働法を考える

野川 忍

(明治大学法科大学院教授)



●おうち・しんや
研究科教授。
神戸大学大学院法学

●弘文堂
2017年1月刊
四六判・並製240頁
本体2,000円+税

日本の巨大な雇用社会——。生き馬の目を抜く現場のサラリーパーソンたちに、最も知名度の高い労働法学者は、間違いなく本書の著者、大内伸哉神戸大教授であろう。確かに、古典的名著としての「菅野労働法」(現在11版補正版)はなお広く読まれているが、読者層の広さやインパクトの強さでは、大内教授は群を抜いていると言ってよい。

本書は、その大内教授がこれまでも増して過激な主張を展開した極めて刺激的かつ魅力的な一冊である。かくいう筆者も全く飽きることなく一気に読み終えた。

本書の構成はプロローグとエピローグに挟まれた八つの章で構成されているが、大きく二つの内容に区分されている。すなわち、第1章から第4章までは、技術革新と法制度との関係を軸として、歴史と現状についていかなる認識と評価が妥当であるかが提示され、第5章以下で、現状を踏まえた有益な改革の具体的方向性が示されている。

このうち第1章では、技術革新が果たしてきた役割を再確認してラダイト運動に象徴される労働者の不安は長期的には杞憂であったことを指摘し、これを受けて第2章では、人工知能が労働市場や雇用政策に及ぼす影響を考察し、従来のような技術革新に対する過剰な警戒感のもとより、安易な楽観論をも廃して、AIの活用と拡大を前提とした労働政策の必要性を訴える。第3章と第4章は労働法学者である著者の面目躍如といえる箇所であり、まず第3章で、前章で予告された検討のために、労働法の意義と機能を鳥瞰し、特に日本の労働法が理念的土台としてきた従属労働論の趣旨についてその具体的な意義と動向につき論じる。そして第4章で、ある意味では日本独特の性格を有する正社員という存在がいかに日

本の雇用社会の中核をにない、労働法も正社員の特性を擁護する解釈論を展開してきたかを指摘したうえで、著者は、この正社員に対する日本の独特の解釈論と制度的対応とを「第二の労働法」と名付け、それが重要視され、かつ活用されてきた時代が過ぎ去りつつあることを示唆するのである。

改革提言にあたる後半では、第5章は、労働市場に対する日本の政策を吟味・検証したうえで、少なくとも今後外部労働市場が縮小したり長期雇用慣行がいつそう拡大・定着するといった方向はありえないことを前提に、解雇法制の合理化や職業訓練、能力開発政策についての「キャリア権」構想の活用などを提言する。さらに第6章では、労働時間法制の改革を中心として、知的かつ創造的な働き方を実現するための制度的課題を提示し、その克服の方向を示す。テレワークを促進するための積極的な制度対応や、裁量労働により柔軟な働き方ができる労働者には年休の取得をまかせ、一般の労働者には使用者が年休のイチャシアチブを取るべきなどの注目すべき提案も含まれている。第7章は非雇用型の就労を取り上げ、クラウドワークや個人起業など自営的働き方の可能性を重視し、雇用とならぶ普遍的就労形態として正面から政策の対象とし、そのセーフティネットの確保や就労者の活躍を後押しする施策を提案している。

圧巻はまとめの部分である第8章で、大内教授は、AIを中心とする「第四次産業革命」の進捗の中で、「労働法に未来はあるか?」と問い、「脱労働時代」に突入する現代にあっては、労働法はその役割を終えたと断言し、かつ、おそらく大多数の読者の期待を裏切って、未来に

についても、「労働法の出番はもはやなさそうだ」と結論付けるのである。

本書全体の構成についても、もちろんその主張や労働法に対する評価についても、実務家からも学者からも、「突っ込みどころ満載」という印象をもとに、「この本には言いたいことが山ほどある」との声が噴出するものと思われる。おそらくはそれぞれ著者のねらいであり、常に議論喚起的なメッセージを發し続けてきた著者の望むところであろう。2035年に労働法の役割が消滅するとの

想定を覆しうる新たな労働法制の枠組みや労働法学の体系が出現することへの祈りにも似た期待が、実は本書の隠れたメッセージであるかもしれない。

最後に、著者とは30年近い知己である筆者としては、天空を駆け続ける著者に大いに励まされる一方で、本来は彼にとってより重要なはずの、高度な知的鍛錬に裏打ちされた重厚な学問的成果の産出を中断することのないよう、切に願わずにはいられない。